

明治三十年勅令第三百八十二号
砂防法施行規程

第一条 國土交通大臣ニ於テ砂防法第二条ニ依リ
指定スル土地ハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第二条 砂防法第三条ニ依リ同法ニ規定シタル事項ハ
項ヲ準用スヘキ施設物ハ都道府県知事ニ於テ其
ノ地方ノ公布式ヲ以テ之ヲ告示スヘシ其ノ準用
スヘキ事項ハ都道府県ノ条例ヲ以テ之ヲ定ム但
シ同法第十三条及第十四条ニ規定シタル事項ハ
之ヲ準用スルコトヲ得ス

第二条ノ二 砂防法第三条ノ二ノ政令ヲ以テ定ム
ル天然ノ河岸ハ河川法(昭和三十九年法律第百
六十七号)第三条第一項ノ河川以外ノ河川ニ係
ル天然ノ河岸トス

第二条ノ三 砂防法第二条ニ依リ國土交通大臣ノ
指定シタル土地ニ存スル前条ノ天然ノ河岸ニシ
テ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トルス
モノ(著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)

第二条ノ四 砂防法第四条ニ依リ禁止若ハ制限スヘキ
行為ハ同条第一項ノ場合ニ於テハ都道府県ノ條
例ヲ以テ第二項ノ場合ニ於テハ國土交通省令ヲ
以テ之ヲ定ム

第四条 砂防法第六条第一項ニ依リ國土交通大臣
ニ於テ砂防設備ヲ管理シ又ハ其ノ維持ヲナス場
合ニ於テハ其ノ砂防設備ヲ、其ノ工事ヲ施行ス
ル場合ニ於テハ其ノ砂防設備工事ノ施行区域及
起工年度ヲ官報ヲ以テ告示スヘシ

第四条 砂防法第六条第一項ニ依リ國庫ニ
於テ其ノ費用ノ一部ヲ負担スル砂防工事ノ計画
並其ノ変更(当初計画ノ目的ヲ変更セシムルニ
至ラザルモノヲ除ク)、停止及廃止ハ輕易ナル
事項トシテ國土交通大臣ニ定ムルモノヲ除キ國
土交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第八条ノ一 此ノ命令ニ規定シタル國土交通大臣
ノ職權ハ國土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一
部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任ス
ルコトヲ得

第八条ノ二 第七条及第八条ニ依リ市町村ガ處理スル
事務トス

第八条ノ三 砂防法第十三条第一項ニ依リ國庫ニ於テ
負担スル金額ハ砂防工事ニ要スル費用ノ額(同
法第十六条ニ依リ其ノ額ヲ控

行政庁ニ對シ其ノ工事ノ施行若ハ其ノ維持ヲナ
スコトヲ指示スル場合又ハ同法第三条ノ二ニ於
テ準用スル同法第六条第一項ニ依リ國土交通大
臣ニ於テ管理、維持若ハ工事ヲ行フ場合ニ於テ
モ亦前二項ノ例ニ依ル

第五条 砂防法第十三条第一項ニ依リ國庫ニ於テ
負担スル金額ハ砂防工事ニ要スル費用ノ額(同
法第十六条ニ依リ其ノ額ヲ控

行政庁ニ對シ其ノ工事ノ施行若ハ其ノ維持ヲナ
スコトヲ指示スル場合又ハ同法第三条ノ二ニ於
テ準用スル同法第六条第一項ニ依リ國土交通大
臣ニ於テ管理、維持若ハ工事ヲ行フ場合ニ於テ
モ亦前二項ノ例ニ依ル

第六条 砂防法第二十二条(同法第三条ノ二ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ都道府県知事ニ
ル負担割合ヲ乗シテ得タル額トス

第六条 砂防法第二十二条(同法第三条ノ二ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ都道府県知事ニ
ル負担割合ヲ乗シテ得タル額トス

第九条 砂防二関スル費用ノ予算ニシテ砂防法第
二条ニ依ル土地ノ指定前ニ確定シタルモノハ其
ノ指定ノ為其ノ効力ヲ失ハス

於テ土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ノ供給ヲ
ナサシメムトスルトキハ少クトモ五日前ニ其ノ
供給セシムヘキ物件ノ種類・数量及補償金額等
ヲ其ノ所有者ニ通知スヘシ若シ其ノ所有者不明
ナルトキ又ハ其ノ所在不明ナルトキハ物件所在
地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第七条 砂防法第二十三条ニ依リ都道府県知事、
市町村長又ハ地方公共団体ノ組合若ハ水害予防
組合ノ管理者ニ於テ國土交通大臣ノ指定シタル
土地又ハ之隣接スル土地ヲ材料置場等ニ供セ
ムトスルトキハ少クトモ五日前ニ又ニ現在ス
ル障害物ヲ除却セムトスルトキハ少クトモ十五
日前ニ其ノ場所若ハ障害物ヲ其ノ所有者ニ通知
スヘシ若シ其ノ所有者不明ナルトキ又ハ其ノ所
在不明ナルトキハ其ノ土地ノ市町村長ニ通知ス
ヘシ

第八条 行政府若ハ其ノ命ヲ受ケタル私人ニ於テ
砂防工事ヲ施工セムトスルトキハ少クトモ七日
前ニ之ヲ其ノ土地所有者ニ通知スヘシ若シ其ノ
所有者不明ナルトキ又ハ其ノ所在不明ナルトキ
ハ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第八条ノ一 砂防法第三十二条第二項ニ依ル都道
府県知事ノ指示ハ同法又ハ之ニ基キテ發スル命
令ニ依リ市町村長又ハ地方公共団体ノ組合若ハ
水害予防組合ノ管理者ニ於テ執行スル砂防行政
ニ付テナスマノトス

第八条ノ二 砂防法第三十二条第二項ニ依ル都道
府県知事ノ指示ハ同法又ハ之ニ基キテ發スル命
令ニ依リ市町村長又ハ地方公共団体ノ組合若ハ
水害予防組合ノ管理者ニ於テ執行スル砂防行政
ニ付テナスマノトス

第八条ノ三 砂防法第十三条第一項ニ依リ國庫ニ
於テ其ノ費用ノ一部ヲ負担スル砂防工事ノ計画
並其ノ変更(当初計画ノ目的ヲ変更セシムルニ
至ラザルモノヲ除ク)、停止及廃止ハ輕易ナル
事項トシテ國土交通大臣ニ定ムルモノヲ除キ國
土交通大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第八条ノ四 此ノ命令ニ規定シタル國土交通大臣
ノ職權ハ國土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一
部ヲ地方整備局長又ハ北海道開発局長ニ委任ス
ルコトヲ得

第八条ノ五 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ償還ハ均等年賦償還ノ方法ニ依リ之ヲナス
モノトス

第八条ノ六 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ七 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ八 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ九 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ十 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ十一 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ十二 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ十三 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

第八条ノ十四 砂防法第五十条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付
金ノ全額又ハ一部ニ付キ前三項ニ依リ定マリ
タル償還期限ヲ繰上ゲ償還ヲナサシムルコトヲ
得

(②) 前項予算ニ依リ執行スヘキ事項ハ從前ノ規程
又ハ慣習ニ依リ既ニ定リタル執行者ニ於テ之ヲ
行フ

第十一条 砂防法ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政
ノ許可ヲ受クヘキ事項ニ從來許可ヲ受ケタルモ
ノト雖國土交通大臣又ハ都道府県知事ノ定ムル
所ノ期限内ニ於テ更ニ其ノ許可ヲ受クヘシ

第十二条 砂防法第十四条第二項ノ政令ヲ以テ定ム
ル砂防設備ニ係ル工事ハ左ニ掲グルモノトス
一 機能ガ低下シタル砂防設備ニシテ之ヲ放置
スルトキハ著シキ被害ヲ生ズル虞アルモノニ
係ル其ノ機能ノ回復ノ為ニ施行スル工事ニシ
テ之ニ要スル費用ノ額ガ千万円以上ノモノ
ル土石其ノ他之ニ類スルモノノ排除ニシテ國
土交通省令ヲ以テ定ムルモノ

第十三条 砂防法第五十条第三項ノ政令ヲ以テ定
ムル期間ハ五年(二年ノ据置期間ヲ含ム)トス
前項ノ期間ハ日本電信電話株式会社の株式の
売払収入の活用による社会資本の整備の促進に
関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六
号)第五条第一項ニ依リ準用スル補助金等に係
る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十
一年法律第七十九号)第六条第一項ニ依ル貸付
ノ決定毎ニ其ノ貸付ノ決定ニ係ル砂防法第五十
一条第一項又ハ第二項ニ依ル貸付金ノ交付ヲ完
了シタル日(其ノ日ガ其ノ貸付ノ決定アリタル日
ノ属スル年度ノ末日ノ前前日)ノ翌日ヨリ之ヲ起算
ス

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施
行する。

附 則 (昭和六二年六月七日政令第三
二号) 抄

第十四条 条この政令は、建設院設置法施行の日か
ら、これを施行する。

附 則 (昭和二三年七月一六日政令第一
六六号)

この政令は、公布の日から、これを施行し、この政令
による改正後の規定は、昭和三十八年一月一日
以後に発生した災害に關し適用する。

附 則 (昭和四〇年二月一一日政令第一
〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月四日政令第二
一九号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二一号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二二号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二三号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二四号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二五号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二六号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二七号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二八号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一四日政令第二
二九号) 抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施
行する。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七)

八号 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律附則第二条に規定する国庫債務負担行為が次に掲げる契約に係るものである場合における同条の規定の適用については、同条中「負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以前の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同条第一号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成二十一年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第二号中「負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同条第三号中「負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

一般国道の新設、改築及び災害復旧以外の管理を効率的に行うために当該一般国道の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

二 一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約